

「検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の結果について

令和5年6月9日
法務省

令和5年3月17日（金）から同年4月15日（土）まで、標記政令案に関する意見募集を実施したところ、1件の御意見が寄せられました。

お寄せいただきました御意見の概要と、それに対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、いただきました御意見は、意見募集の対象となる事項に関するもののみ示しております。

また、標記政令案は、「検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令」として、本日公布されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

1 実施期間等

(1) 募集期間

令和5年3月17日（金）から令和5年4月15日（土）まで

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送、電子メール

2 御意見の総数

1件

3 御意見の概要及びそれに対する法務省の考え方

別紙のとおり

お問い合わせ先

法務省刑事局総務課

03-3580-4111

内線 2482

「検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令案」に対する御意見の概要及びそれに対する法務省の考え方

| 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-----------------------|--|
| 改正しなくても良いものであればしないべき。 | 検察審査員等の日当の最高額は、刑事の手続における証人等の日当の最高額と同様、経済変動（一般の給与水準の変動等）を考慮して改定してきており、今回も同様の観点からの改定を行うものです。 |